

「2020年版 らくらく宅建塾シリーズ」正誤表

2020年版として発刊した「らくらく宅建塾シリーズ」についての訂正がありました。お詫びして訂正させていただきます。なお、掲載のない書籍については、記述内容に訂正がございません。

2020年8月31日現在

宅建学院

らくらく宅建塾

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後				
X	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの電話番号	03-5466-2470	03-5989-1734				
10	3. ⑥	①～⑥の行為を	①～⑤の行為を				
53	コメント5行目	表見代理は成立しない。	表見代理は成立しない。※				
88	(3) 注意! 1行目～2行目	目的物の引渡しが必要だ。この契約を「要物契約」という。	目的物の引渡しが必要な契約を「要物契約」という。※				
100	例題3行目～4行目	Bが異議をとどめない承諾を	Bが承諾を				
183	(3) 2行目	買主は、追完請求できない。	買主は、代金減額請求できない。※				
184	キーポイントの表内	<table border="1"> <tr> <td>期間の制限の対象となるか? (第556条が適用されるか?)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	期間の制限の対象となるか? (第556条が適用されるか?)	○	<table border="1"> <tr> <td>期間の制限の対象となるか? (第566条が適用されるか?)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	期間の制限の対象となるか? (第566条が適用されるか?)	○
期間の制限の対象となるか? (第556条が適用されるか?)							
○							
期間の制限の対象となるか? (第566条が適用されるか?)							
○							
186	(1) 1行目	買主は不適合を理由とする	売主は不適合を理由とする※				
210	(1) 図のB	借他人	借地人				
369	例外1行目	通知期間を「引き渡し	担保責任の追及期間を「引渡し※				
	上から10行目～12行目	「買主が引渡しの日から～(中略)～契約解除できない」	「売主は、引渡しの日から3年間担保責任を負う(買主は、引渡しの日から3年間責任追及できる)」※				
	下の枠内1行目	買主が引き渡しの日	売主は、引渡しの日※				
378	⑰ 2行目	⑱と異なり、	⑰と異なり、※				

※ 奥付の発行年月日が2020年1月8日の書籍が対象となります。

過去問宅建塾 1

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
VI	(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターの電話番号	03-5466-2470	03-5989-1734
23	(3) 参照頁	24 頁 (2) 2 、25 頁 (4)	26 頁 (1)、(2)
128	(3) 3 行目	売買契約は無効であるとして、	売買契約を取り消し、
	図(3)	(錯誤無効)	(錯誤取消し)
129	(3) 2 行目	契約が無効になった結果	契約が取消しになった結果
143	(2) 参照頁	123 頁	113 頁
147	(2) 参照頁	123 頁	113 頁
217	③ 1 行目	譲渡を受けた B が	譲渡を受けた D が
245	イ 1 行目	本肢は×○だ	本肢は○だ
	エ 1 行目	本肢は×だ	本肢は○だ
265	(1) 参照頁	192 頁 2	191 頁 1
	(3) 参照頁	193 頁 3	192 頁 4
351	(1) 1 行目	賃借人は、	賃貸人は、

過去問宅建塾 2

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
10	図(2)	A	C
381	(1) 参照頁	379 頁 (8)	379 頁 8

過去問宅建塾 3

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
271	(3) 参照頁	490 頁	488 頁
277	(4) 参照頁	486 頁	485 頁
459	(2) 参照頁	519 頁	518 頁

以上